

## 平成 29 年度浅川清流環境組合人事行政の運営等の状況の公表

「浅川清流環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成 29 年度の職員数、給与、勤務時間その他の勤務条件等の状況を公表します。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

浅川清流環境組合の職員は、日野市、国分寺市及び小金井市の 3 市から派遣された職員のみで構成され、固有職員の採用はありません。

#### 【所属別・派遣元別職員配置状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）】

所属	派遣元	日野市から派遣	国分寺市から派遣	小金井市から派遣	合計
事務局		1人	—	—	1人
総務課		1人	2人	2人	5人
事業課		3人	2人	2人	7人
合計		5人	4人	4人	13人

### 2 職員の人事評価の状況

派遣元が実施する方法により、職員の人事評価を実施しました。

### 3 職員の給与の状況

#### (1) 職員給与等の状況

給与費		共済費	合計
給料	職員手当		
56,508,000円	46,389,614円	20,653,321円	123,550,935円

#### (2) 職員手当の状況

職員手当				
扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当
2,250,000円	9,838,710円	180,000円	3,825,600円	1,024,154円

職員手当			
通勤手当	期末・勤勉手当	児童手当	合計
1,404,460円	26,986,690円	880,000円	46,389,614円

#### (3) 職員の平均年齢、平均給料月額等の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
43.8歳	354,615円	506,365円

#### (4) 級別職員数の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分	基準となる職務	職員数	構成比
5級	事務局長の職務	1人	7.7%
4級	課長の職務、課長補佐の職務	3人	23.1%
3級	係長の職務	3人	23.1%
2級	主任の職務	4人	30.7%
1級	主事の職務	2人	15.4%

## (5) 特別職の報酬の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	報酬の月額	
管 理 者	44,000円	
副管理者	40,000円	
議 会	議 長	36,000円
	副議長	32,000円
	議 員	28,000円

## 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

## (1) 職員の勤務時間

1週間の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	12時から13時まで

## (2) 年次有給休暇の取得状況（平成29年）

総合付与日数A	総取得日数B	職員数C	平均取得日数B/C	取得率B/A
467.2日	175.1日	13人	13.5日	37.5%

## (3) 特別休暇等の状況（平成30年4月1日現在）

休暇の種類	付与日数・期間等	有給・無給
公民権の行使	必要な時間	有 給
骨髄移植休暇	必要と認められる期間	
育児時間	1日2回、それぞれ45分	
生理休暇	その都度必要と認められる期間	
産前及び産後の休養	出産の前後を通じ16週間（多胎妊娠の場合にあっては24週間）以内	
忌引	死亡者の区分に応じ、1日から10日までの範囲内	
結婚休暇	7日以内	
ボランティア休暇	5日以内	
夏季休暇	7月1日から9月30日までの期間で、5日	
子どもの看護休暇	5日（子が複数いる場合は10日）以内	
育児参加休暇	配偶者が出産する場合で、産前産後休養中に5日以内	
妊娠症状対応休暇	妊娠に起因する症状のため勤務が困難な場合で、合計10日以内	
介添休暇	配偶者が出産する場合で、出産予定日の1週間前から出産日後2週間以内において、2日以内	
妊婦の通勤緩和休暇	妊娠中の女性職員の健康保持及び胎児の発達を阻害しないよう交通混雑を避けるため勤務しない場合で、勤務時間の始め又は終わりに1日につき1時間以内	
妊産婦健康診断通院休暇	妊娠中の女性職員が、健康診査又は保健指導を受ける場合で、必要な時間	
短期介護休暇	配偶者又は2親等以内の親族を介護する場合で、5日（要介護者が複数いる場合は10日）以内	
介護休暇	連続する6月の期間内で必要と認められる期間及び連続する6月の期間経過後、更に2回まで通算180日（連続する6月の期間内において既に承認した期間を含む）	無 給

## 5 職員の休業に関する状況

## (1) 育児休業

3歳に満たない子を養育する職員は、育児休業を取得できます。  
なお、取得実績はありませんでした。

(2) 育児部分休業

小学校の始期に達するまでの子を持つ職員は、1日を通じ2時間を超えない範囲で部分休業を取得できます。

なお、取得実績はありませんでした。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分は、職員に一定の事由がある場合に、本人の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その目的は公務能率の維持と向上を図ることにあります。分限処分は、降任、免職、休職、降給の4種類です。

なお、処分該当者はいませんでした。

【分限処分の事由】

勤務実績が良くない場合
心身の故障の場合
職に必要な適格性を欠く場合
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合
刑事事件に関し起訴された場合

(2) 懲戒処分

懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うためになされる処分です。その目的は公務における規律と秩序を維持することにあります。懲戒処分は、戒告、減給、停職、免職の4種類です。

なお、処分該当者はいませんでした。

【懲戒処分の事由】

法令に違反した場合
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

7 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たり、全力を挙げて専念しなければなりません。

なお、サービス違反該当者はいませんでした。

【職員が守るべき義務】

区 分	内 容
職務命令等に従う義務	職員は、職務遂行にあたり、法令等の規定に従い、かつ上司の職務命令に忠実に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となる行為をしてはなりません。
守秘義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。
職務専念義務	職員は、法律等に特別に定めがある場合を除き、勤務時間中全力で職務遂行しなければなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為をしてはなりません。
争議行為等の禁止	職員は、争議行為等をしてはなりません。

区 分	内 容
営利企業等の従事制限	職員は、営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合は任命権者の許可を受けなければなりません。なお、公務の遂行に悪影響をおよぼさないと判断できるものについては、任命権者の許可を得ることによって営利企業等に従事することができます。

## 8 職員の退職管理の状況

離職後に営利企業等に就職している元職員が、離職前5年間の職務に属する契約等の事務に関して、離職後2年の間に、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に働きかけることは禁止されています。

なお、禁止事項に該当する事例はありませんでした。

## 9 職員の研修の状況

派遣元や東京都市町村職員研修所が実施する研修のほか、専門研修として廃棄物処理実務研修等の研修を受講しました。

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 福利厚生制度

#### ア 厚生制度（地方公務員法第42条）

職員は、各派遣元の互助会組織の会員となり、職員の保健、元気回復等を図っています。

#### イ 共済制度（地方公務員法第43条及び地方公務員等共済組合法）

職員と組合において分担拠出する財源により、医療関係等の短期給付事業、年金関係等の長期給付事業、人間ドック利用助成等の福祉事業を行っています。

### (2) 公務災害等の状況

公務中や通勤中の災害によって、職員が負傷等をした場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

なお、該当する事例はありませんでした。

### (3) 健康診断の状況

職員の健康管理のため、定期健康診断（労働安全衛生法第66条）及び視覚機能検査を実施しました。

## 11 公平委員会の業務の状況

### (1) 勤務条件に関する措置の要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、組合の当局により適切な措置が執られるべきことを要求することができます。

なお、措置の要求はありませんでした。

### (2) 不利益処分に関する不服申立て

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合は、公平委員会に対して不服申立てをすることができます。

なお、不服申立てはありませんでした。